

# 計画相談支援 簡易マニュアル

(事業所用)



令和3年3月

豊橋市福祉部障害福祉課



## 目次

I	はじめに	1
1.	策定経緯	1
2.	本マニュアルの注意点	1
II	計画相談支援について	2
1.	計画相談支援の位置付け	2
2.	計画相談支援の種類	3
III	方針	4
1.	計画相談支援事業の基本方針	4
IV	計画相談支援の実施	5
1.	計画相談支援の基本的な流れ（基準省令から抜粋）	5
2.	支援の詳細	7
3.	提出資料	9
V	留意点	12
1.	身分を証する書類の携帯	12
2.	提供拒否の禁止	12
3.	サービス提供困難時の対応	12
4.	虐待の防止のための措置、障害者虐待発見時の通報義務	12
5.	相談支援専門員の職務	12
6.	相談支援専門員1人あたりの業務量	13
7.	秘密保持	13
8.	サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の算定	13
VI	市からのお願い	14
1.	災害時に係る事項の記載について	14

# I はじめに

## 1. 策定経緯

豊橋市障害者自立支援協議会にて、障害福祉サービスの種類や量が変更になる場合について、相談支援事業所からサービス等利用計画案に加えモニタリング報告書についても同時に提出してもらい、変更に至る経緯についても精査すべきとの指摘を受けるとともに、適正な相談支援（計画相談）が行えるよう提出書類等の基本的事項をとりまとめた豊橋市独自のマニュアルがあれば良いという意見をいただきました。

これらの意見を受け、既存の相談支援事業所の適切な運用、相談支援専門員（初任者）の人材育成、新たな指定特定相談支援事業所の開所及び相談支援専門員の増員に寄与することを目的として『計画相談支援簡易マニュアル』を作成しました。

## 2. 本マニュアルの注意点



本マニュアルは基本的事項をとりまとめたマニュアルであり、分かりやすさを重視しております。計画相談支援の実務等の全てを網羅しているわけではありません。基準省令、関係告示、解釈通知、その他関係法令等、しっかり目を通してください！

○法令等を基にその中でも特に重要と思われる内容を抜粋して紹介しています。

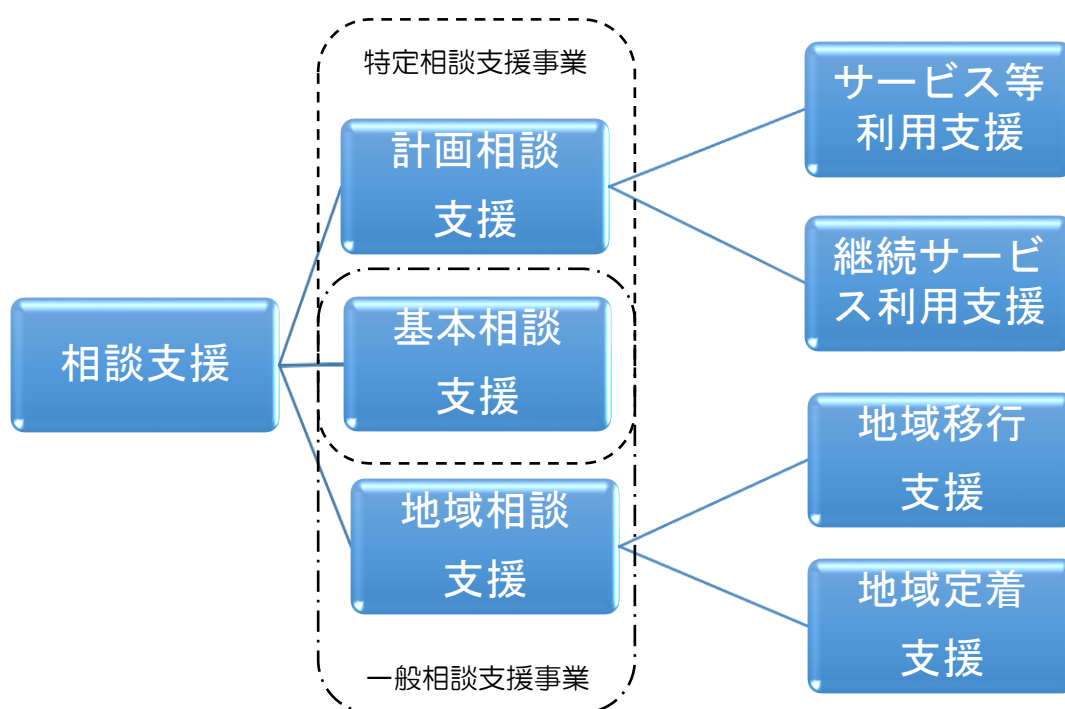
○特例措置（例：新型コロナウイルス感染拡大防止に係る柔軟な対応）については記載しておりません。

○障害児相談支援（主に18歳未満の障害児が利用する障害福祉サービスについての相談支援）については、計画相談支援（主に18歳以上の障害者が利用する障害福祉サービスについての相談支援）と同様の支援となるため、本マニュアルでは、主に計画相談支援について説明します。

## Ⅱ 計画相談支援について

### 1. 計画相談支援の位置付け

「相談支援」とは、基本相談支援、計画相談支援及び地域相談支援のことを言います。「一般相談支援事業」とは、基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業を言い、「特定相談支援事業」とは、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業を言います。「計画相談支援」には、サービス利用支援及び継続サービス利用支援の2種類の支援があります。



○計画相談支援：サービス利用支援（計画作成）及び継続サービス利用支援（モニタリング）

※次項に詳しい内容があります。

○基本相談支援：地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、相談に応じ情報の提供や助言を行い、関係機関との連絡調整（計画相談支援を除く）等を行うこと

○地域相談支援：地域移行支援（施設入所者や精神科病院からの地域生活への移行のための相談支援）及び地域定着支援（居宅において単身者等が地域に定住するための相談支援）

## 2. 計画相談支援の種類

計画相談支援とは、障害福祉サービスの支給決定のためのサービス等利用計画案の作成、支給決定後のサービス事業者等との連絡調整、サービス等利用計画の作成等を行うとともに、利用者の課題解決や適切なサービス利用を支援するものです。計画相談支援具体的には以下の2つで構成されます。

### ①サービス利用支援（計画作成）

※障害児相談支援では障害児支援利用援助にあたる。

障害福祉サービスや地域相談支援の申請者を対象に、当事者の心身の状況や置かれている環境、利用に関する意向、その他の事情を勘案し、利用するサービスの種類及び内容等を記載した計画（＝サービス等利用計画案）を作成すること。支給決定やその変更の決定後に、関係者との連絡調整等を行うとともに、サービスの種類や内容、担当者等を記載した計画（＝サービス等利用計画）を作成すること。

### ②継続サービス利用支援（モニタリング）

※障害児相談支援では「継続障害児支援利用援助」にあたる。

受給者証発行後、支給決定された期間内において、サービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、モニタリング期間ごとに障害福祉サービスや地域相談支援の利用状況を検証し、その結果や心身の状況、環境、利用に関する意向などを勘案して、サービス等利用計画の見直しを行うこと。その結果に基づきサービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整等を行い、新たな支給決定又は変更の決定が必要であると認められる場合には、利用者に対して支給決定等に係る申請の勧奨を行うこと。



## Ⅲ 方針

### 1. 計画相談支援事業の基本方針

- (1) 利用者等（利用者又は障害児の保護者）の意思・人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って支援を行わなければならない。
- (2) 利用者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう配慮しなければならない。
- (3) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しなければならない。
- (4) 利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならない。
- (5) 関係機関（市・障害福祉サービス事業所・介護事業所等）との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。
- (6) 自ら計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

### コラム

事業所による利用者の囲い込みが問題視されることがあります。事業所による利用者の囲い込みとは、同法人の事業所のみでサービス提供を行うことを指します。そのような支援体制では、外部の目が入りづらくなり、以下の問題が発生することが考えられます。したがって、相談支援専門員が行う支援は公正中立に行われるように気をつけなければなりません。

○利用者等の選択の意思が蔑ろにされてしまう可能性がある。

○利用者等のサービス選択肢が制限されてしまう可能性がある。

○事業所の不利益なことをもみ消してしまいう可能性がある。

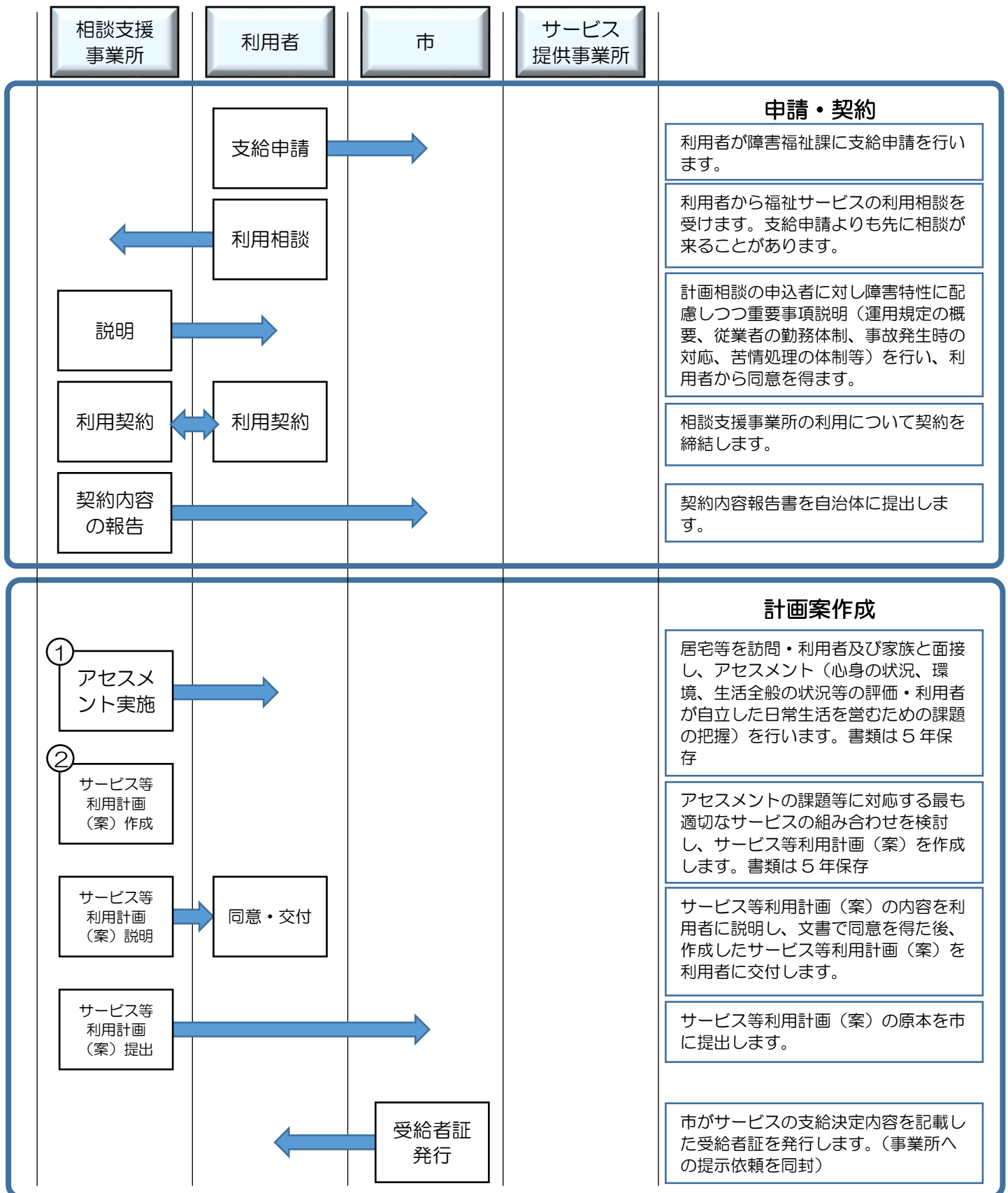
- ・相談支援専門員に悩みを気軽に話せない。
- ・法人内部の話として簡単に済まされてしまう。

→ 重大な事故や深刻な虐待に繋がりがねません。

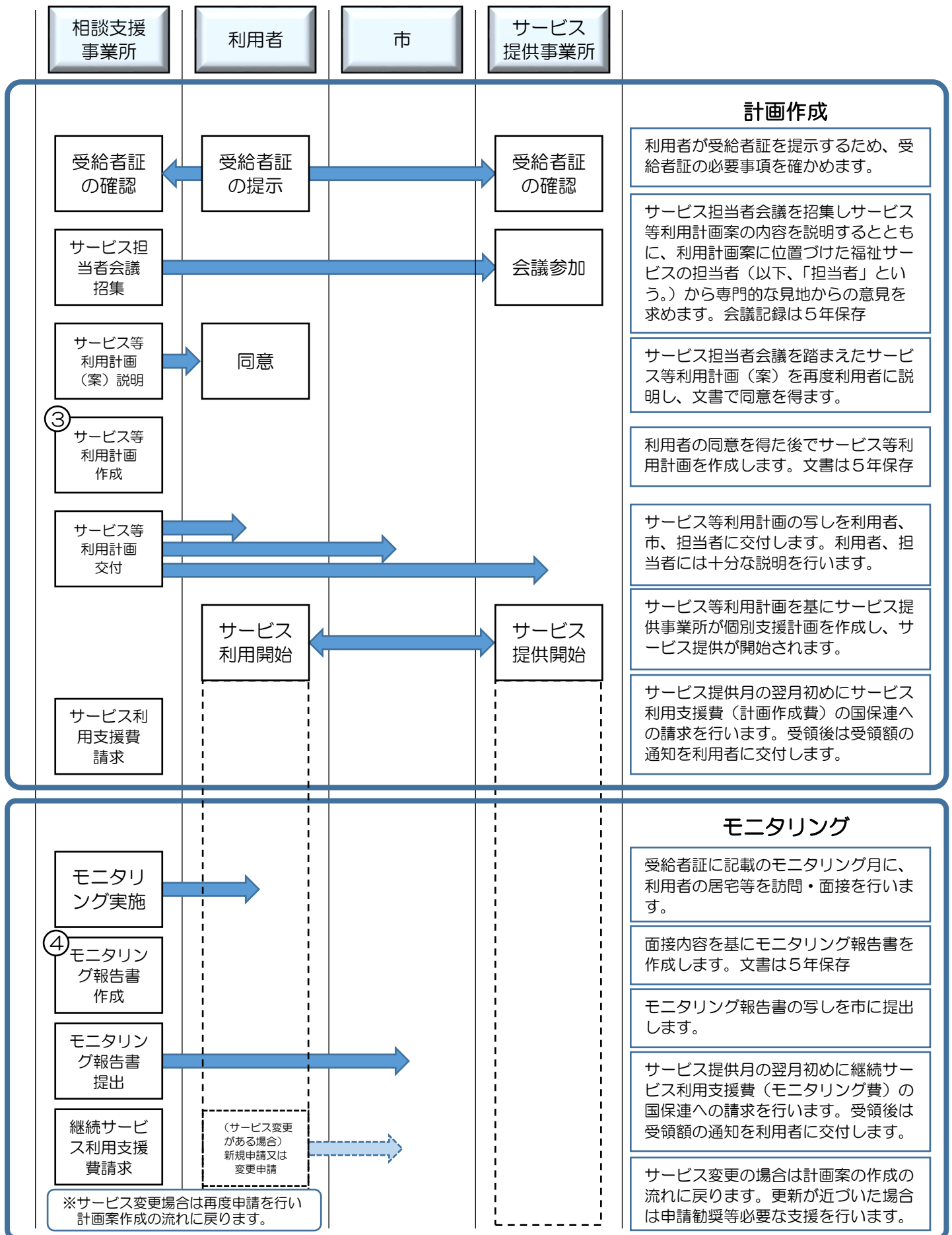


## IV 計画相談支援の実施

### 1. 計画相談支援の基本的な流れ (基準省令から抜粋)







## 2. 支援の詳細

### (1) サービス等利用計画の全体的な事項

- 相談支援専門員が基本相談に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当します。
- 利用者等の立場に立って懇切丁寧に行います。
- 利用者等に対し、サービス提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行います。
- サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めます。
- サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効率的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにします。
- サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、障害福祉サービスや地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めます。

### (2) アセスメント実施（計画相談支援の基本的な流れ①）

- アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接します。
- 面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ます。
- 適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や自立した日常生活を営むことができるよう、支援する上で解決すべき課題等を把握します。

### (3) 利用計画案の作成[支給決定前]（計画相談支援の基本的な流れ②）

- 地域における体制を勘案して、アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせを検討します。
- 利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、長期的な目標、長期的な目標を達成するための短期的な目標、目標の達成時期、モニタリング期間の提案等を明確に記載したサービス等利用計画案を作成します。
- 短期入所を位置付ける場合、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意し、基本的には年間180日を超えないようにします。
- サービス等利用計画案の内容について、利用者等に説明し、文書により利用者等の同意を得ます。

#### (4) 利用計画の作成[支給決定後] (計画相談支援の基本的な流れ③)

- 支給決定を踏まえて修正したサービス等利用計画案をサービス担当者会議にて説明し、得られた関係機関の各担当者からの意見を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者等に説明し、文書により利用者等の同意を得ます。
- 利用者等に同意を得た後、サービス等利用計画を作成します。
- サービス等利用計画を遅滞なく利用者等及び担当者に交付します。  
※省令では本人の同意までは求めていませんが、様式には署名欄があるため同意をもらいます。

#### (5) モニタリング報告書の作成 (計画相談支援の基本的な流れ④)

- 利用者、その家族、サービス提供事業所等との連絡を断続的に行い、受給者証に記載されたモニタリング月に利用者の居宅等を訪問・面接を行います。
- 面接結果よりモニタリング報告書を作成します。(5年間保存)  
※省令では本人の同意までは求めていませんが、様式には署名欄があるため同意をもらいます。
- 面接結果からサービス等利用計画の変更が必要であれば、サービス利用計画作成に当たっての一連の業務を行います。また、利用者は市に新規申請(新たな障害福祉サービスを利用する場合)又は変更申請(サービス量・日数を変更する場合)を行う必要があります。

#### (6) その他の支援

- 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合や利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、紹介その他の便宜の提供を行います。
- 指定障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者やその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行います。

### 3. 提出資料

	市様式				国標準様式					サービス等調整会議議事録、独自の様式等
	様式第1	様式第7	様式第17の2	様式第17の4	様式1-1様式1-2	別紙1別紙2	様式2-1様式2-2	様式3-1	様式3-2	
支給決定プロセス	支給申請書	支給変更申請書	計画相談支援申請書	計画相談支援依頼(変更)届出書	障害児支援利用計画(案)・週間計画表(案) サービス等利用計画(案)・週間計画表(案)	申請者の現状(基本情報)・現在の生活(週間)	障害児支援利用計画・週間計画表 サービス等利用計画・週間計画表	モニタリング報告書	継続障害児支援利用計画(週間計画表) 継続サービス等利用計画(週間計画表)	
① 支給決定前	●		●	●	●	●				○
② 支給決定後							●			
③ モニタリング	サービスの種類が変更になる場合	●		●	●	●				○
	サービスの量のみ変更になる場合		●		●	○		●	○	○
	相談支援事業所が変更になる場合				●			●	●	○
	曜日や時間帯、サービス事業所のみ変更							●	●	○
	モニタリング期間(頻度)のみ変更							●*	○	○
	特に変更がない場合							●	○	○
④ 更新	更新申請	●		●	●	●		●	○	○

●必須提出、○必要に応じて提出(今後、変更する可能性があります。)

※市の事前相談が必要

留意点：申請サービスによって、サービス提供事業所等より別途必要書類があります。

#### 【Q&A】

Q1：支給申請書については基本的に利用者が市に提出することになっていますが、相談支援専門員等が提出しても良いですか。

A1：支給申請書、支給変更申請書、計画相談支援申請書、計画相談支援依頼(変更)届出書には、届出者を記載する欄がありますので、ご記入の上、提出可能です。  
訓練等給付のサービス(自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、共同生活援助、自立生活援助)や児童のサービスについては、利用者等からの聞き取りを障害福祉課の窓口で行う必要がありますので、利用者が申請するとともに聞き取りを受けることをおすすめします。

Q2：サービス等利用計画（案）はいつ市に出せば良いですか。

A2：新規の方は、支給決定ができる適正な資料や条件（障害支援区分や税情報等）が揃ってから概ね2週間で受給者証を発行しますので、サービス利用の2週間前にはサービス等利用計画（案）を提出いただく必要があります。更新の方は、市の通知が送られますので、記載された期日までにご提出ください。なお、障害支援区分が出るのは申請書の提出から概ね2カ月となりますので、障害支援区分を要件とするサービス利用の場合は留意が必要です。

Q3：モニタリング月はどのように設定されるのですか。

A3：サービス等利用計画（案）に記載のモニタリング期間を基本とし、以下の定められたモニタリング期間を参考としつつ設定します。モニタリング月は受給者証に記載されます。

①新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があった者

利用開始から3か月经過まで毎月（利用開始が当月1日からの場合は当月から3か月間毎月、当月2日以降からの場合は次月から3か月間毎月）

②居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助 ※65歳以上で介護保険なし

3か月間

③在宅の障害福祉サービスの利用者（就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）、その他（共同生活援助、地域移行支援、地域定着支援、施設入所支援、療養介護、重度障害者等包括支援）

6か月間

※複数のサービスを利用する場合は短い方のモニタリング期間となります。

※利用者の個別の状況によって、モニタリング頻度を短くする必要がある場合は、その理由を作成書類（新規や変更申請の場合はサービス等利用計画案、モニタリング時の場合はモニタリング報告書）に明記するとともに、市に相談・提出してください。

ただし、相談支援と同一法人の事業所のみで障害福祉サービスを提供している場合については、同一法人で包括的に支援を行い利用者の状況をつぶさに確認できることから、基本的には定められたモニタリング期間で設定します。

Q4：計画相談支援の支給決定期間はどのように設定されますか。

A4：まず、サービスの有効期間は、利用するサービスの種類や利用者の条件により個別に定められた期間内（最長のサービスで3年間、モニタリング期間が毎月の場合是最長1年間）で設定します。なお、本市では、サービスの有効期限及び障害支援区分の有効期限については誕生日までの設定になります。  
計画相談支援の支給期間は、サービスの支給決定の有効期間に合わせて支給します。なお、有効期限の異なる複数のサービスを利用している場合は、最長のサービスの有効期間に合わせてます。

Q5：障害支援区分が必要となる障害福祉サービスの申請に伴って、行われる認定調査とは何ですか。

A5：認定調査は、どの程度支援が必要か調査するものです。認定調査では、市職員又は市が委託する相談支援事業所の職員が、申請者の居住先に伺い、移動・動作・日常生活に関する項目等の聞き取りを行います。認定調査は障害支援区分を出す基礎資料となります。

Q6：地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援、訪問入浴）の利用の場合、計画作成は必要ですか。

A6：地域生活支援事業については計画相談支援がなく利用できますので、地域生活支援事業のみの利用者は計画作成不要です。障害福祉サービスも利用する場合は、計画作成が必要であり、地域生活支援事業の内容も計画に反映してください。  
なお、移動支援の利用者及び日中一時支援の新規利用者は既定のアセスメント用紙の提出が必要であり、アセスメントは障害福祉課の窓口にて市の職員又は相談支援専門員が行います。

## V 留意点

### 1. 身分を証する書類の携帯

利用者から身分を証する書類を求められた場合、証書や名札等（氏名、事業所名等）を提示しなければなりません。

### 2. 提供拒否の禁止

正当な理由がなく、計画相談支援の提供を拒んではいけません。

### 3. サービス提供困難時の対応

事業の実施地域等を勘定し、適切な計画相談支援を提供することが困難である場合は、適当な他の相談支援事業所の紹介その他必要な措置を速やかに講じなければなりません。

### 4. 虐待の防止のための措置、障害者虐待発見時の通報義務

障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について、より実効性を担保する観点から、相談支援事業者は利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置をあらかじめ運営規定に定めます。

障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は通報義務があります。障害者福祉施設従事者に限らず養護者（両親等）や使用者（就労先での上司等）からの虐待が疑われる事案があった場合は市（51-2347）又は障害者虐待防止センター（ほっとぴあ内）（56-4111）に通報しなければなりません。

#### 【虐待の種類と具体例】

#### ①身体的虐待

叩く、殴る、平手打ちをする、蹴る、火傷させる、打撲させる等

#### ②性的虐待

キス、性器等への接触、性交、下半身を裸にして放置、人前でおむつを交換する等

#### ③心理的虐待

障害に伴う言動などを嘲笑する、ののしる、怒鳴る、家族等の団らんから排除する等

#### ④放棄・放任（ネグレクト）

髪や爪が伸び放題、入浴できてなく異臭がする、水分や食事を十分に与えない等

#### ⑤経済的虐待

本人の財産を無断で売却する、年金や預貯金を無断で使用する等

### 5. 相談支援専門員の職務

利用者に係るアセスメントの実施、サービス等利用計画案やサービス等利用計画の作成や説明、サービス担当者会議での説明や意見の聴取、サービス等利用計画の実施状況の把握などの計画相談支援を構成する一連の業務については相談支援専門員が行わなければいけません。

## 6. 相談支援専門員1人あたりの業務量

1か月平均の利用者数35件が望ましいとされています。1か月平均とは当月の前6か月間の利用者数を6で割った数です。

## 7. 秘密保持

正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいけません。相談支援事業者は秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければなりません。

## 8. サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の算定

- サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費は、月額報酬のため同一の月に複数回支援を行ったとしても、1回の単位しか算定することができません。
- 同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、サービス利用支援費のみ算定できます。継続サービス利用支援を行った結果、利用者の状態に変化があり、新たな支給決定や支給量の変更等の必要が生じた場合、月をまたいで支援した場合も同様に、継続サービス利用支援費は算定できず、サービス利用支援費のみ算定できます。
- 障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサービスを利用する障害児については、計画相談支援と障害児相談支援の両方を一体的に実施し、障害児相談支援のみの報酬を算定します。
- 相談支援事業所を変更契約し、前の相談支援事業所からサービス等利用計画を引き継ぎ、現在の相談支援事業所が利用者の状況を把握するため利用者と面接を行う等のモニタリングを行った場合（モニタリング月ではない月に行う場合は、市に相談して、事前にモニタリング期間の変更が必要）、継続サービス利用支援費は算定できます。ただし、前の相談支援事業所が継続サービス利用支援を行った同一の月に、現在の相談支援事業所がサービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合は、前の相談支援事業所は継続サービス利用支援費を算定できません。前の相談支援事業所はケースを円滑に引き継げるよう配慮が必要です。
- 転出に伴い、支給決定を行う自治体が変わった際に、前の相談支援事業所と現在の相談支援事業所が同一の月にサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を行った場合は、それぞれ報酬を算定できます。
- 介護保険の対象者に対して、ケアマネージャーと相談支援専門員を同一人物が行う場合は、減算対象となります。別々の人物で行う場合は、それぞれ報酬を算定できます。なお、別々の人物で行う場合は、利用者の立場に立った支援を行うために両者で調整しながらプラン作成する必要があります。





## Ⅵ 市からのお願い

### 1. 災害時に係る事項の記載について

支援を必要とする障害者の方が災害時に避難する際、避難対応の一助となるよう、利用者、サービス提供事業所、市に交付する「サービス等利用計画」に災害時のための情報をご記載ください。障害福祉課にて災害時に係る事項の記載欄を追加した様式を提供いたします。システム上対応できない等の事情があれば、欄外などに記載していただいで結構です。

#### 【災害時のための情報】

##### ①豊橋市の避難行動要支援者台帳への登録の有無

豊橋市では地震などの災害が発生した際に自ら避難することが困難で、地域での支援が必要な方（避難行動要支援者）の台帳登録を行っています。台帳登録をしていただくことで、台帳の写しがお住いの地域の自主防災会や民生委員に本人同意のもと提供され、地域の中で、災害発生時の支援や日頃の見守りに役立てられています。避難行動要支援者台帳への登録の有無をご記載ください。

##### ②避難を予定している場所

在宅時や通所サービス利用時の際に避難する場所等をご記載ください。

##### ③災害時に本人が求める支援

本人が求める配慮や支援内容をご記載ください。

##### ④避難時に特別に必要とされる物資

避難時に特別に必要とされる物資についてご記載ください。

##### ⑤その他必要とされる情報

その他必要とされる情報があればご記載ください。

#### 【記載例】

災害時のための情報（豊橋市独自）

豊橋市の避難行動要支援者台帳への登録の有無	有	避難を予定している場所	できるだけ自宅に残る。近くの避難所は〇〇校区市民館（在宅時）、△△校区市民館（通所時）
災害時に本人が求める支援	災害時でもできるだけ自宅で過ごしたい。避難所に行った場合は内服薬によりトイレが近いため出入り口付近を希望。		
避難時に特別に必要とされる物資	自宅に透析を受けるための機器がある。発電機が必要。		
備考	<input type="checkbox"/> 法人が運用する災害時の支援登録制度に登録しており、発災時に支援が受けられる。		

※求める支援が避難所で必ず受けられるというものではありません。発災時に利用者が避難先での支援者にサービス等利用計画を提示することや相談支援事業所・サービス提供事業所が事前に情報把握することで、避難対応の一助となるよう取り扱われるものです。

